

# 国保年金だより

# 4月から 国民年金などの年金制度が変わります

## 年金保険料

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっていきます。平成18年4月からのおもな変更内容は、次のとおりです。

## 年金給付関係

●平成18年度の年金額は

0・3%引下げとなります

●保険料額が改正されます  
平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は月280円引き上げられ月額13860円となります。この引き上げは、平成29年度まで続けられ、最終的に月額16900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためです。

●ご存知ですか？学生納付特例制度！  
そして若年者納付猶予制度！

20歳以上のかたは、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満のかたであって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わずに保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。

申請は簡単です。市役所の市民課へ申請してください。  
●必要なもの 印鑑（※学生のかたは学生証など学生であることがわかるものをご持参ください）

## 平成18年度の地方税法改正により、土地(宅地等)にかかる固定資産税・都市計画税の算出方法が変わります

土地(宅地等)に対する固定資産税・都市計画税は、平成9年度から負担調整措置(過去からの評価額を基礎として課税標準額を算定し、なだらかに負担水準(※1)の均衡化を進める措置)を講じてきましたが、現在もなお、同じ評価額の土地であっても、評価額に対する税負担には地域によって格差が生じています。

今回の算出方法の見直しの目的は、負担調整措置を見直すことで、この評価額に対する税負担の格差を従来の制度よりも短期間で縮め、税負担のいっそうの公平性を図っていくというものです。

したがって、負担水準が低い土地(※2)、すなわち、評価額に対して税負担の低い土地に限っては、税額が数%~10数%上がりますので、ご理解をお願いいたします。

また、今年度は固定資産税の評価替えの年にあたりますので、評価額の見直しも反映されています。

(※1) 負担水準…土地の課税標準額が評価額に対してどの程度到達しているかを表す数値(評価額に対する前年度課税標準額の割合)で、この数値(%)が評価額に対する税負担の高さ・低さを意味します。この数値は納税通知書に添付の課税明細書(土地の負担水準の欄)に記載されています  
(※2) 負担水準が低い土地…市街地周辺、村部の土地(宅地等)で課税明細書に住宅用地、非住宅用地と記載されている土地が主に該当します

【課税標準額の算出方法は、4月中旬発送の納税通知書に添付されている課税明細書裏面をご覧ください】

☎ 税務課 (☎内線245)

## 勝山市選挙管理委員会が 総務大臣表彰に輝く

勝山市選挙管理委員会(委員長 桑原喜昭氏)は、昨年9月に実施された第44回衆議院議員総選挙で、選挙の適正な管理執行や啓発に優れた成果をあげたことが評価され、総務大臣表彰を受賞しました。  
今回の表彰では、勝山市選挙管理委員会を含む県内の6団体・個人が選ばれ、県庁において伝達式が行われました。

●平成18年度の年金額は 0・3%引下げとなります  
平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年比マイナス0・3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0・3%少ない額となります。  
満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引下げとなります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので6月の定期支払分(4月・5月分)から年金額が変更となります。

●障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようにします  
障害をもちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から65歳以上のかたは、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給(併給)することができるようになります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

## お問い合わせ先

福井社会保険事務所(福井厚生年金会館裏) ☎0776-2311002  
福井年金相談センター(福井放送会館ビル6階) ☎0776-2114165  
国民年金、国民健康保険に関するお問い合わせ  
市民課国保年金グループまで  
(☎内線2607・2608)

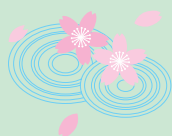
## 平成17年度 勝山市情報公開の実施状況

勝山市情報公開条例に基づき平成17年度中に公文書等の開示請求があったものについて、その状況をお知らせします。  
総数3件で、非開示となったものはありません。請求を受けたのは、土地の評価調書や税に関する文書等でした。

平成17年度 情報公開実施状況 (単位:件)

総数	請求者内訳		開示				不服申立	取り下げ
	個人	会社	開示	一部開示	非開示	対象外		
3	1	2	3	0	0	0	0	

部局数	
市長部局関係	3
選挙管理委員会	0



## 中間処理施設(ごみ処理施設)「ビュークリーンおくえつ」埋立処分施設(最終処分場)「エコバレー」



大野・勝山地区広域行政事務組合が建設を進めていたごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」が、このほど完成し、4月3日から運転がスタートしました。

副管理者の山岸勝山市市長ら関係者約30人が出席し、稼働中の安全祈願の後、山岸市長ら5人が点火スイッチを押して、炉へ炎が点火されました。  
今後は、4月3日から両市から出るごみの受け入れを開始し、3か月間の試運転の後、7月から本格稼働されます。

3月16日には、可燃ごみを処理する流動床式ガス化溶融炉の火入れ式が行われました。

また、平泉寺岩ケ野で建設を進めていた最終処分場「エコバレー」も稼働を開始し、ビュークリーンおくえつから出る灰や陶磁器、土砂などが埋め立て処分されます。

☎ 生活環境課 (☎内線261・262)

## ご寄付ありがとうございました

このほど、市に対して次のご寄付がありました。

●3月13日、日本特殊織物株式会社  
代表取締役 江守哲郎氏  
パーソナルコンピューター 5台 ほか

●4月4日、福井エフエム放送株式会社  
代表取締役 舟木幸雄氏  
防犯ブザー 230個

新1年生となる児童の安全確保に役立ててもらおうと、4月6日の入学式で配布されました。

●4月4日、勝山ロータリークラブ  
会長 田村昌博氏  
文庫本「子どもが育つ魔法の言葉」(ドロシー・ロー・ノルト他著)200冊  
新生児の教育に対するあり方に不安を持つ親の参考になればとの思いから、昨年より寄贈をいただいております。

## ゴールデンウィーク期間中のごみ収集に関するお知らせ

期間中のごみ収集は次のとおりです。ご協力をお願いします。

と き	燃やせるごみの収集
4月28日(金)	通常どおり収集します
4月29日(土)・30日(日)	収集しません
5月 1日(月)・2日(火)	通常どおり収集します
5月 3日(水)~7日(日)	収集しません
5月 8日(月)以降	通常どおり収集します

※資源ごみ、燃やせないごみ等の収集は「ごみカレンダー」に記載されたとおりです  
(集団回収の地区は、地区の役員にご確認ください)

◎「ビュークリーンおくえつ」へのごみの持ち込みについて  
持込時間 午前8時30分~午後4時30分

(ただし、正午~午後1時のあいだは、持ち込みできません)

持ち込みを行った場合は有料となります  
※なお、以下の日程については持ち込みできませんので、ご注意ください

- 土・日曜日(ただし、第4日曜日は持ち込みできます)
- 5月3日(水)~5日(金)

## 事業者の皆様へ(ごみの排出について)

事業活動に伴って生じる廃棄物(ごみ)は、事業者が自ら処理することが原則ですが、少量排出者の利便性を考慮して、地区のゴミステーション管理者の承諾が得られた場合、市が収集処理します。廃棄物処理計画書の提出をお願いします。

☎ 生活環境課 (☎内線261・262) または、「ビュークリーンおくえつ」(☎66-6690)